

1

居宅介護サービス・介護予防サービス

サービス名	サービス概要
訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの日常生活上の世話をを行うサービスです。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	ねたきりなどの理由で自宅での入浴が困難な要介護（要支援）者に対して、移動浴槽を居宅に運び込み、入浴介護を行うサービスです。
訪問看護・介護予防 訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、看護ケアの提供など療養生活の支援を行うサービスです。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医の指示に基づいて、必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、看護職員、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、医学的な管理や指導を行うサービスです。
通所介護	デイサービスセンターに日帰りで通い、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所などに日帰りで通い、理学療法、作業療法などのリハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士などによる医療や機能訓練、日常生活上の支援などを受けるサービスです。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いすや介護用ベッドなど、利用者の日常生活上の便宜を図ったり、機能訓練をするための福祉用具を借りることができるサービスです。
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	介護保険を利用し、入浴や排せつ関連の特定福祉用具を購入することができるサービスです。
住宅改修・介護予防 住宅改修	手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器への取り換えなど、所定の小規模な住宅改修を行うとき、費用の一部が支給されるサービスです。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設に指定された有料老人ホームなどに入居している要介護（要支援）者が、介護保険を使って、入浴、排せつ、食事などの介護や、他の日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。
居宅介護支援・介護予防支援	介護保険の居宅介護（介護予防）サービスが適切に利用できるよう、ケアマネジャーが個々の心身の状況や家庭環境、利用希望などを考慮して総合的なサービス利用計画を作成するサービスです。

2 地域密着型介護サービス・地域密着型介護予防サービス

サービス名	サービス概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせて利用するサービスです。
地域密着型通所介護	日中、定員が18名以下の地域密着型通所介護事業所に通い、食事、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象とした通所介護サービスです。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心として、利用者の希望などに応じて訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が、少人数で共同生活する住居において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。ただし、要支援1は対象となりません。
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた入居定員が29名以下の有料老人ホームなどの特定施設で、入居している利用者が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他必要な日常生活上の世話を受けられるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、入所している利用者が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他必要な日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられるサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供するサービスです。

3 施設介護サービス

サービス名	サービス概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、在宅で適切な介護が受けられない人を対象に、施設に入所していただき、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状がほぼ定期的にあり、治療より看護、介護やリハビリテーションを中心とする医療面と生活サービスを必要とする人を対象に、施設に入所していただき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。
介護医療院	平成30年度に創設された「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。

1

介護保険運営協議会

(1) 介護保険運営協議会条例

平成12年 3月 23日条例第 31号
改正

平成16年 3月 29日条例第 12号

平成17年12月 21日条例第 68号

平成23年 3月 11日条例第 8号

平成23年 9月 26日条例第 65号

平成27年 3月 12日条例第 1号

平成30年 3月 29日条例第 7号

(設置)

第1条 介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、川口市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 保険料の料率に関すること。
- (2) 保険給付の種類及び内容に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 介護保険施設等の運営に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (6) その他介護保険事業の運営上重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 被保険者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 協議会において、特別の事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 2 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項において「編入日」という。）から編入日において現に委嘱されている委員の任期満了の日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「15人」とあるのは、「18人」とし、編入日以後新たに委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、編入日において現に委嘱されている委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成16年3月29日条例第12号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第68号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日条例第8号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第65号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第7号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2)介護保険運営協議会委員名簿

○会長 ○副会長

(任期：令和6年3月31日まで)

区分	委員名	備考
知識経験者	○ 吉田 英司	川口市議会
	北沢 小枝子	川口市民生委員児童委員協議会
保健・医療・福祉関係者	長谷 達也	川口市医師会
	○ 渡辺 隆志	川口歯科医師会
	金子 裕子	川口薬剤師会
	小川 由美	埼玉県看護協会
	山本 明美	埼玉県介護支援専門員協会
	梅田 成道	川口市介護事業者協議会
	高木 輝久	埼玉県老人福祉施設協議会
	吉田 夢花	川口市内障害者施設運営団体連絡会
被保険者	内田 まさ子	川口市老人クラブ連合会
	榎本 美知子	川口市婦人団体連絡協議会
	木藤 由理子	川口市食生活改善推進員協議会
	長谷部 正子	川口CEW女性会議
	町田 君子	公募委員

(3) 第9期川口市介護保険事業計画策定のための部会設置要綱

(趣旨)

第1条 第9期川口市介護保険事業計画策定に係る審議の効率化を図るため、川口市介護保険運営協議会条例（平成12年3月23日条例第31号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、川口市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に部会を設置する。部会の運営に関しては、条例に定めることのほか、この要綱で定める。

(設置する部会及び協議事項)

第2条 協議会に設置する部会及び各部会で協議する事項は以下のとおりとするほか、必要に応じ、会長が定める。

(1) 第1部会

- ア 保険料の料率に関すること
- イ 保険給付の種類及び内容に関すること
- ウ 介護保険施設等の運営に関すること
- エ 地域密着型サービスの運営に関すること
- オ 介護保険サービス基盤の整備に関すること
- カ 介護人材に関すること
- キ 他の部会に属さない事項に関すること

(2) 第2部会

- ア 地域包括支援センターの運営に関すること
- イ 地域支援事業に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、前条に定めるいずれか1の部会に属するものとする。

2 各部会は委員10人以内をもって組織する。

(会議)

第4条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(他部会への参加)

第5条 協議会の委員は、自分の属さない部会にオブザーバーとして参加できる。

- 2 オブザーバーは、参考のため意見を述べることができる。
- 3 部会長は必要に応じ、オブザーバーに意見を求めることができる。
- 4 オブザーバーは、採決に関与出来ない。
- 5 オブザーバーは、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年3月30日条例第9号）の適用を受けない。

(協議会への報告)

第6条 部会の審議結果等は、会長の求めに応じ、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 各部会の庶務は福祉部介護保険課及び長寿支援課において処理する。

(設置期限)

第8条 部会の設置期限は令和6年3月31日までとする。

(委任)

第9条 各部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から適用する。

(4) 部会所属委員名簿

【第1部会（介護保険制度関係）】

○部会長

協議事項	区分	委員名
ア 保険料の料率に関すること	1 知識経験者	吉田 英司
イ 保険給付の種類及び内容に関すること	2 保健・医療・福祉関係者	○ 長谷 達也
ウ 介護保険施設等の運営に関すること	2 保健・医療・福祉関係者	山本 明美
エ 地域密着型サービスの運営に関すること	2 保健・医療・福祉関係者	高木 輝久
オ 介護保険サービス基盤の整備に関すること	2 保健・医療・福祉関係者	吉田 夢花
カ 介護人材に関すること	3 被保険者	長谷部 正子
キ 他の部会に属さない事項に関すること	3 被保険者	町田 君子

【第2部会（地域支援事業関係）】

○部会長

協議事項	区分	委員名
	1 知識経験者	北沢 小枝子
	2 保健・医療・福祉関係者	○ 渡辺 隆志
	2 保健・医療・福祉関係者	金子 裕子
ア 地域包括支援センターの運営に関すること	2 保健・医療・福祉関係者	小川 由美
イ 地域支援事業に関すること	2 保健・医療・福祉関係者	梅田 成道
	3 被保険者	内田 まさ子
	3 被保険者	榎本 美知子
	3 被保険者	木藤 由理子

2 計画策定の経緯

【令和4年度】

開催日	会議等	議題等
令和4年 11月18日	第3回 川口市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問書交付 ・第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業 計画策定に係る調査について
12月14日 ～ 12月28日	第9期高齢者福祉計画・介護保険事 業計画策定に係る高齢者等実態調 査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ：配布数4,000 ②在宅介護実態調査 ：配布数1,000 ③第2号被保険者調査 ：配布数 800 ④介護サービス事業者調査：配布数 300

【令和5年度】

開催日	会議等	議題等
令和5年 4月28日	第1回 川口市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計 画策定に係る調査結果について ・第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計 画策定スケジュールと部会設置について
8月25日	第2回 川口市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計 画の振り返りについて ・第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計 画（骨子案）について ・部会に属する委員及び部会長の指名について
9月22日	第1回 第2部会（地域支援事業関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期計画 施策等確認資料について
10月6日	第1回 第1部会（介護保険制度関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関する統計データと今後の見通しに ついて ・介護保険事業の運営状況について ・第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計 画における基本目標（案）について
10月27日	第3回 川口市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の実施状況等について ・第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計 画（素案）について
11月10日	第4回 川口市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計 画（素案 11月版）について
令和6年 2月2日	第2回 第1部会（介護保険制度関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の必要数推計について ・介護保険施設等の整備目標について ・サービス別利用者数及び利用量並びに給付費 等の見込みについて ・第1号被保険者の保険料について

開催日	会議等	議題等
2月16日	第5回 川口市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none">・パブリック・コメントの結果について・部会の実施状況について・第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(答申案)について
2月19日		<ul style="list-style-type: none">・答申

やさしさ あんしん いきいきプラン
第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行日 令和6年3月
発行 川口市
〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号
電話：048-258-1110（代表）
企画・編集 福祉部 長寿支援課／介護保険課



表紙の絵：「福祉の日デザイン画」 小学生の部
優秀賞 森田 恭士郎 作